

事業契約について((仮称)北部学校給食センター整備・運営事業)
次のとおり、事業契約を締結する。

令和6年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 事業の名称
(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業
- 2 事業の場所
相模原市緑区大島1229番75ほか
- 3 契約金額
14,152,528,199円
- 4 契約の相手方
相模原市南区松が枝町4番5号
株式会社相模原学校給食サービス
代表取締役 本橋 護
- 5 契約期間
本契約締結の日から令和23年7月31日まで
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業に係る事業契約を締結いたしたく、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により提案するものである。

(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業の概要

1 事業内容

(仮称)北部学校給食センター(以下「本施設」という。)の整備、開業準備、維持管理及び運営並びに中学校配膳室の改修及び運営

2 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定した民間事業者が、本施設の設計及び建設を行った後、本市に本施設の所有権を移転し、本施設の開業準備並びに維持管理及び運営を行う方式

3 本施設の概要

(1) 敷地面積

約9,800平方メートル

(2) 供給能力

1日当たり8,000食程度

(3) 配送対象校

大沢中学校、旭中学校、相原中学校、内出中学校、上溝中学校、田名中学校、清新中学校、中央中学校、上溝南中学校及び小山中学校

4 民間事業者が行う主な業務

(1) 施設整備業務

事前調査業務、設計業務、建設工事業務、工事監理業務、調理設備及び調理備品調達業務、配送車両調達業務、学校配膳室等改修業務、解体工事業務等

(2) 開業準備業務

業務従事者等研修業務、調理及び配送リハーサル業務等

(3) 維持管理業務

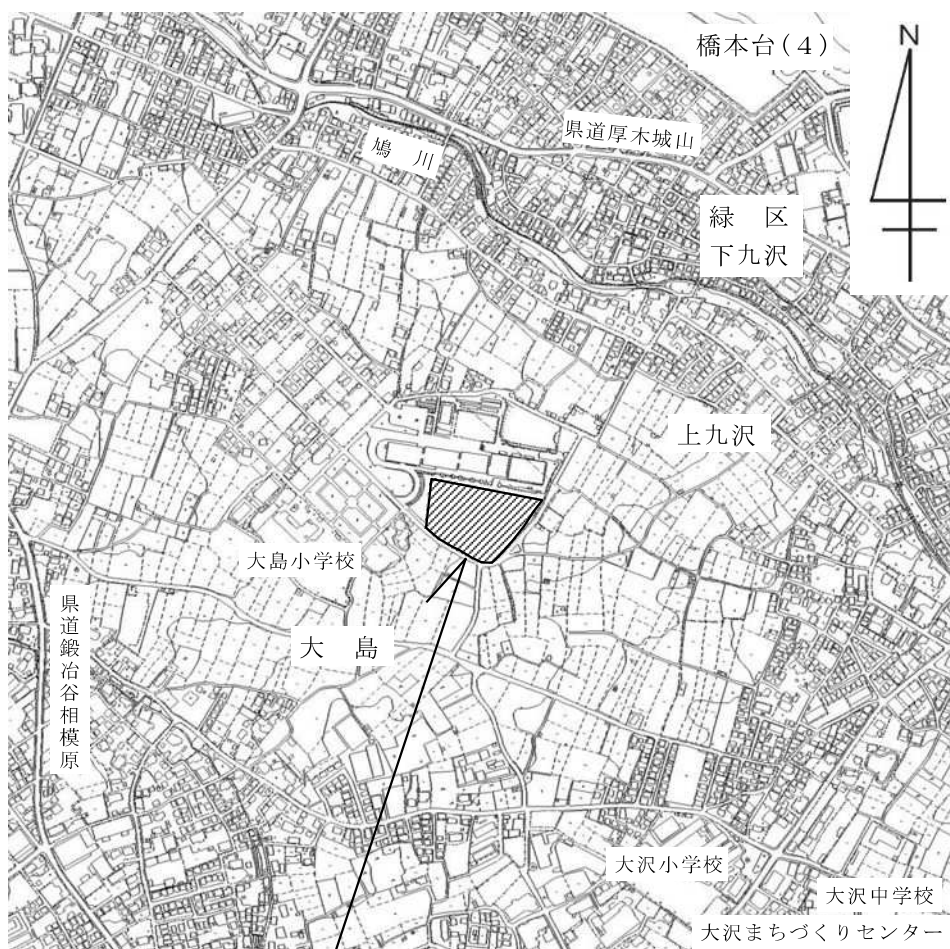
建物及び建築設備維持管理業務、調理設備及び調理備品維持管理業務、配送車両維持管理業務、外構等維持管理業務、清掃業務、警備業務等

(4) 運営業務

給食調理業務、洗浄等業務、配送及び回収業務、学校配膳室等業務、残さ等

処理業務、食育支援業務、衛生検査業務、災害時における炊き出し等業務等

案内図



(仮称)北部学校給食センター

議案第124号関係資料(その3)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市南区松が枝町4番5号
株式会社相模原学校給食サービス

2 代表者

代表取締役 本橋 護

3 設立年月日

令和6年10月17日

4 資本金

30,000千円

5 出資者

(1) 代表企業

東京都台東区東上野1丁目14番4号
株式会社東洋食品 代表取締役 荻久保 英男

(2) 代表企業以外の企業

東京都千代田区神田小川町3丁目20番地
株式会社楠山設計 代表取締役 久寿米木 康宣
横浜市中区太田町1丁目15番地
東亜建設工業株式会社横浜支店 支店長 堀越 研司
相模原市南区松が枝町4番5号
株式会社中島建設 代表取締役社長 中島 一弘
相模原市中央区小山2丁目7番22号
株式会社入江建設 代表取締役 入江 功
厚木市幸町8番3号
タニコー株式会社厚木営業所 所長 星 琢磨
横浜市西区みなとみらい4丁目7番3号
株式会社オーエンス横浜支店 支店長 朝倉 雅昭
相模原市中央区淵野辺3丁目1番2号

相模ガス株式会社 代表取締役 杉岡 芳樹

横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号

NECキャピタルソリューション株式会社神奈川支店 神奈川支店長 永井
貴久

議案第124号関係資料(その4)

入札状況

No.	入札参加者の代表企業	入札状況					備考
		性能評価点	入札価格	価格評価点	総合評価点	順位	
1	株式会社東洋食品	456.25	円 12,881,445,304	400.0	856.25	1	落札

※ 開札日時 令和6年8月9日 午後2時00分

※ 予定価格 13,343,019,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

※ 性能評価点(600点満点)は、相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会において、入札参加者から提出された提案書について、落札者決定基準に定める評価基準に基づき評価を行ったものである。

※ 価格評価点(400点満点)は、入札価格について、落札者決定基準に定める方法に基づき算出したものである。

※ 落札者は、(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業に係る施設整備、開業準備、維持管理及び運営を行うことを目的とする特別目的会社を設立し、当該特別目的会社が事業契約の相手方となる。

事業契約について((仮称)南部学校給食センター整備・運営事業)
次のとおり、事業契約を締結する。

令和6年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 事業の名称
(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業
- 2 事業の場所
相模原市南区古淵5丁目3153番ほか
- 3 契約金額
16,614,695,835円
- 4 契約の相手方
相模原市南区大野台4丁目1番48号
株式会社さがみ南部給食センター
代表取締役 松井大輔
- 5 契約期間
本契約締結の日から令和23年7月31日まで
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業に係る事業契約を締結いたしたく、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により提案するものである。

(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業の概要

1 事業内容

(仮称)南部学校給食センター(以下「本施設」という。)の整備、開業準備、維持管理及び運営並びに中学校配膳室の改修及び運営

2 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定した民間事業者が、本施設の設計及び建設を行った後、本市に本施設の所有権を移転し、本施設の開業準備並びに維持管理及び運営を行う方式

3 本施設の概要

(1) 敷地面積

約9,800平方メートル

(2) 供給能力

1日当たり9,000食程度

(3) 配送対象校

大野北中学校、共和中学校、緑が丘中学校、弥栄中学校、由野台中学校、相陽中学校、大野南中学校、相模台中学校、上鶴間中学校、麻溝台中学校、大野台中学校、相武台中学校、谷口中学校、新町中学校、若草中学校、鶉野森中学校及び東林中学校

4 民間事業者が行う主な業務

(1) 施設整備業務

事前調査業務、設計業務、建設工事業務、工事監理業務、調理設備及び調理備品調達業務、配送車両調達業務、学校配膳室等改修業務等

(2) 開業準備業務

業務従事者等研修業務、調理及び配送リハーサル業務等

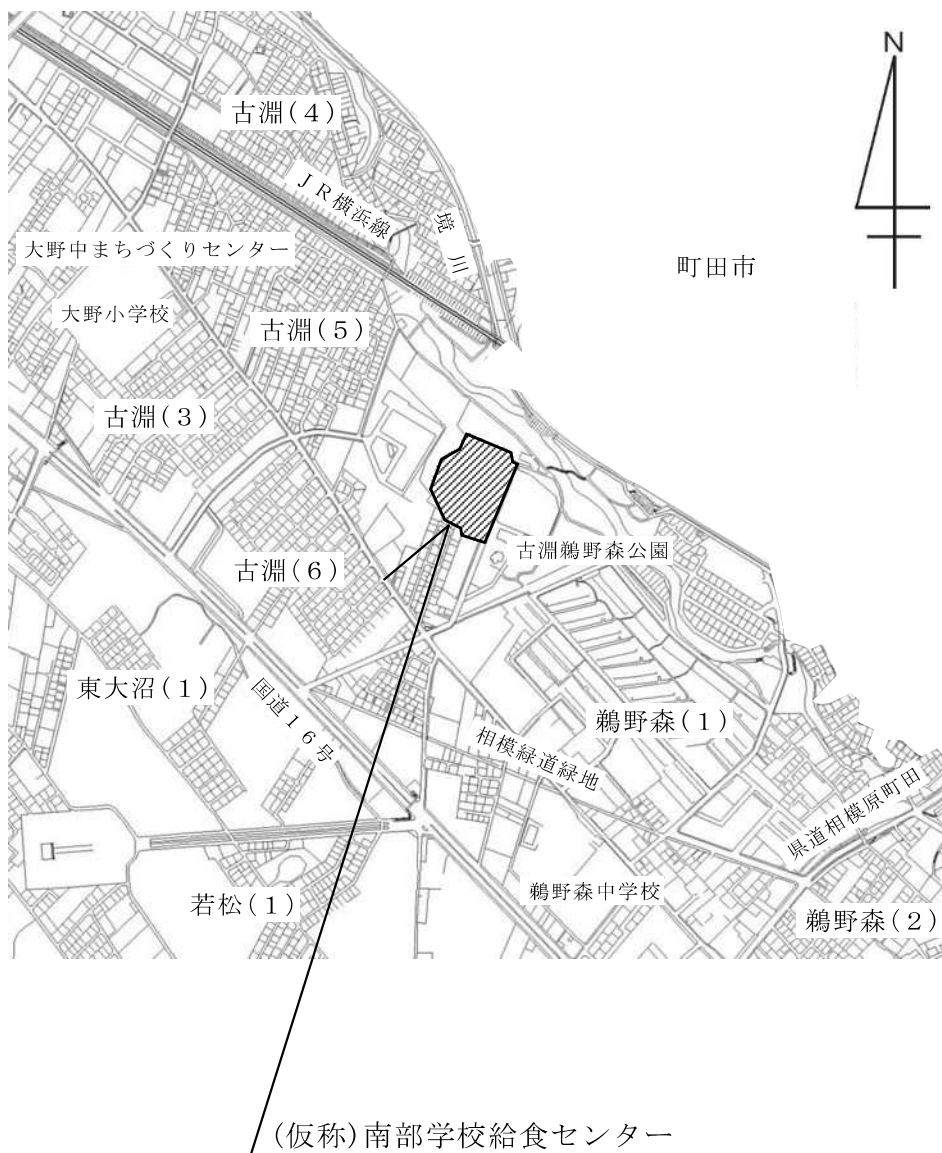
(3) 維持管理業務

建物及び建築設備維持管理業務、調理設備及び調理備品維持管理業務、配送車両維持管理業務、外構等維持管理業務、清掃業務、警備業務等

(4) 運營業務

給食調理業務、洗浄等業務、配送及び回収業務、学校配膳室等業務、残さ等処理業務、食育支援業務、衛生検査業務、災害時における炊き出し等業務等

案内図



議案第125号関係資料(その3)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市南区大野台4丁目1番48号
株式会社さがみ南部給食センター

2 代表者

代表取締役 松井 大輔

3 設立年月日

令和6年10月18日

4 資本金

10,000千円

5 出資者

(1) 代表企業

大和市中央林間西3丁目6番15号
株式会社山路フードシステム 代表取締役 松井 大輔

(2) 代表企業以外の企業

横浜市中区真砂町4丁目43番地
大日本土木株式会社横浜営業所 所長 加藤 慎二郎
東京都台東区根岸2丁目19番18号
株式会社マルゼン 代表取締役社長 渡辺 恵一
相模原市中央区相模原6丁目20番1号 ウイツ西門プラザ
株式会社ウイツコミュニティ 代表取締役 平鍋 太一

議案第125号関係資料(その4)

入札状況

No.	入札参加者の代表企業	入札状況					備考
		性能評価点	入札価格	価格評価点	総合評価点	順位	
1	株式会社山路 フードシステム	340.00	円 15,138,357,106	400.0	740.00	1	落札

※ 開札日時 令和6年8月9日 午後1時00分

※ 予定価格 15,245,907,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

※ 性能評価点(600点満点)は、相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会において、入札参加者から提出された提案書について、落札者決定基準に定める評価基準に基づき評価を行ったものである。

※ 価格評価点(400点満点)は、入札価格について、落札者決定基準に定める方法に基づき算出したものである。

※ 落札者は、(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業に係る施設整備、開業準備、維持管理及び運営を行うことを目的とする特別目的会社を設立し、当該特別目的会社が事業契約の相手方となる。

和解について(土地所有権移転登記請求控訴事件)

相模原市南区麻溝台5丁目2162番の10の土地に係る土地所有権移転登記請求控訴事件について、次のとおり和解する。

令和6年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 和解の相手方

市内在住者

2 和解の要旨

- (1) 相手方及び本市の間において、本市が、相模原市南区麻溝台5丁目2162番の10の土地(以下「本件土地」という。)につき、所有権を有することを確認する。
- (2) 本市は、相手方に対し、金1,194,960円により本件土地を売り渡し、相手方はこれを買受ける。
- (3) 相手方は、本市に対し、(2)の本件土地売渡しに係る金員を本和解成立日から14日以内に本市に支払う。
- (4) 本市は、相手方に対し、(3)の金員の支払日から14日以内に本件土地につき所有権移転登記手続をする。
所有権移転登記手続の費用は、相手方の負担とすることとし、相手方は本和解成立日から7日以内に所有権移転登記(嘱託登記)に必要な額の収入印紙及び住民票の写しを本市に交付することとする。
- (5) 相手方及び本市の間において、本件土地につき、相手方が相模原市認定外道路管理条例(平成17年相模原市条例第145号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づく許可を受けずに認定外道路の占用をしていることを確認する。
- (6) 相手方は、平成27年1月10日から令和7年1月9日までの期間に係る本件土地の占用料相当額及び利息として金440,055円を本和解成立日から

- 14日以内に本市に支払う。
- (7) 相手方及び本市の間において、本市が、相模原市南区麻溝台5丁目2162番の11の土地の一部の土地(以下「隣接土地」という。)につき、所有権を有することを確認する。
 - (8) 相手方及び本市の間において、隣接土地につき、相手方が条例第4条第1項の規定に基づく許可を受けずに認定外道路の占有をしていることを確認する。
 - (9) 相手方は、平成27年1月10日から令和7年1月9日までの期間に係る隣接土地の占用料相当額及び利息として金236,272円を本和解成立日から14日以内に本市に支払う。
 - (10) 相手方及び本市の間において、隣接土地につき、相手方は条例第4条第1項の規定に基づく許可に係る申請をし、本市は、条例第5条に規定する基準に適合する場合は許可をする。
 - (11) 相手方は、本市に対するその余の請求を放棄する。
 - (12) 相手方及び本市は、相手方及び本市の間に、本件に関し、和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。
 - (13) 訴訟費用は、第1審及び控訴審とも各自の負担とする。

3 和解の方法

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第89条第1項の規定による訴訟上の和解により行う。

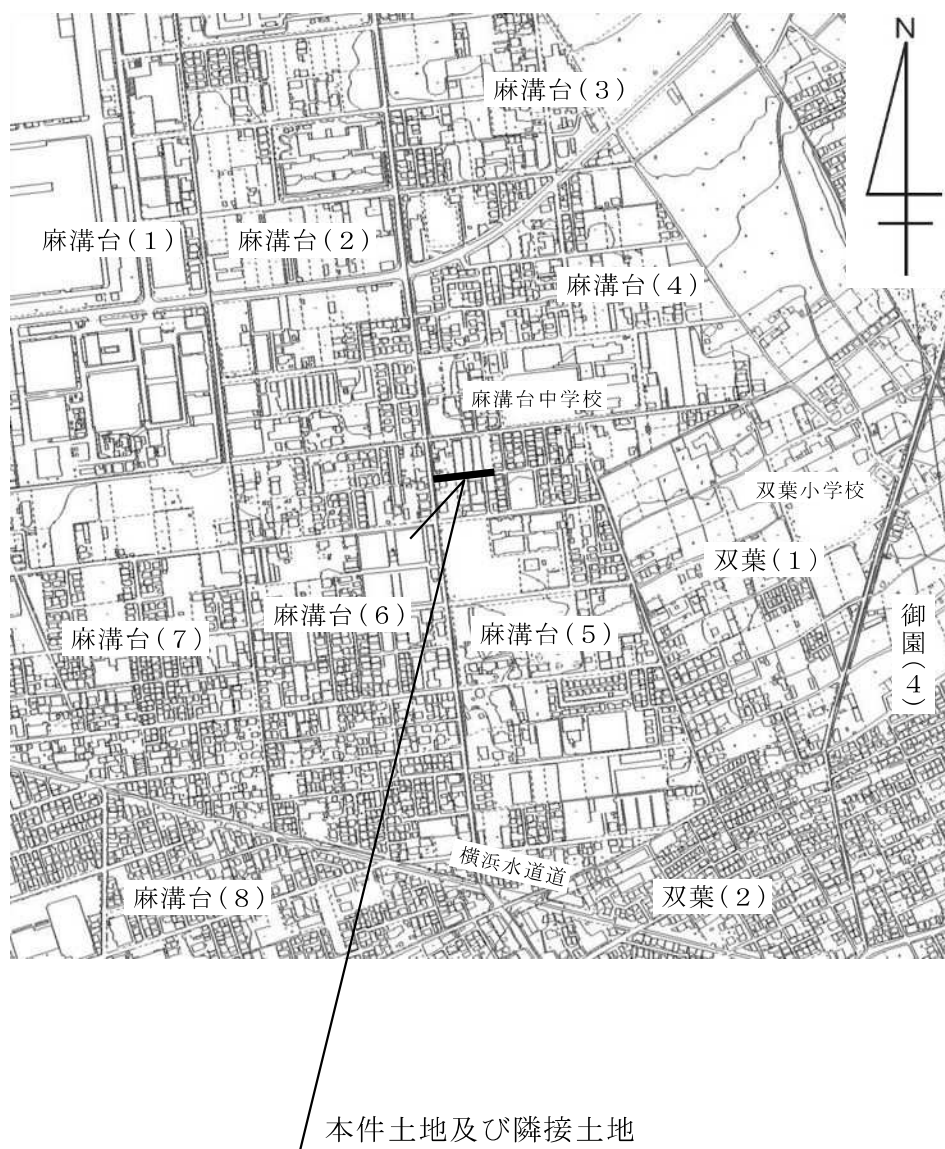
4 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が所有する認定外道路である本件土地について、相手方の祖父が平成3年6月2日から所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と占有を開始し、平成23年6月1日に取得時効が完成したとして、令和4年7月21日に、本市が相手方の祖父に対して時効取得を原因とする所有権移転登記手続をすることを求める訴えを横浜地方裁判所相模原支部に提起した。
- (2) 令和5年10月27日に第1審の判決が言い渡され、相手方の請求は棄却されたが、相手方は、第1審の判決の内容を不服として、同年11月10日に東京高等裁判所に控訴した。
- (3) 控訴審の審理の中で、東京高等裁判所から本市及び相手方に対し、民事訴訟法第89条第1項の規定による和解の試みがなされ、令和6年10月24日に和解案が提示された。

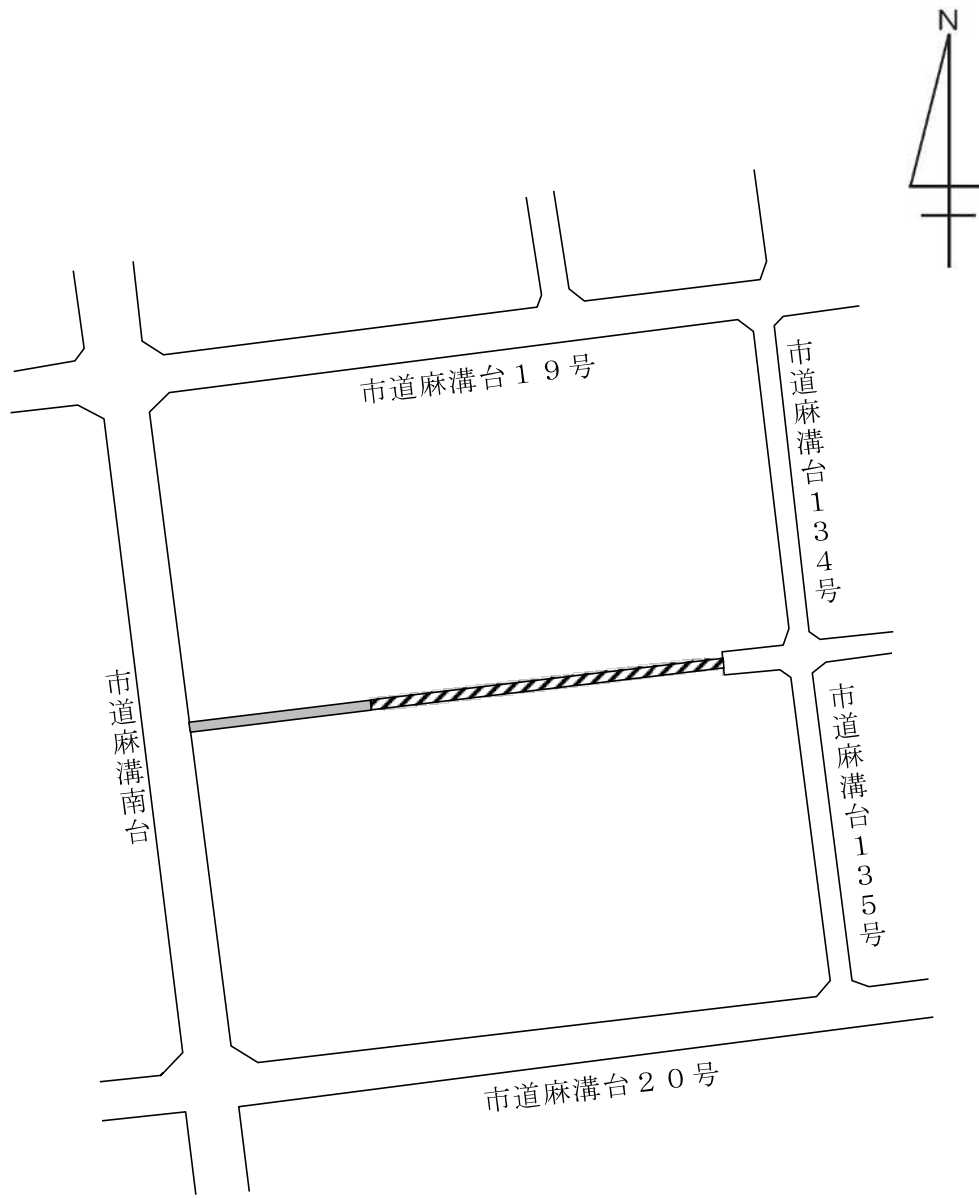
提案の理由

相模原市南区麻溝台5丁目2162番の10の土地に係る土地所有権移転登記請求控訴事件について和解いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により提案するものである。


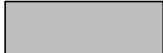
案内図



土地所在図



凡 例

-  本件土地
-  隣接土地

指定管理者の指定について(相模原市立相模湖ふれあいパーク)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和6年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立相模湖ふれあいパーク
- 2 指定管理者
所在地 埼玉県行田市行田22番10号
名称 株式会社サンワックス
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案の理由

相模原市立相模湖ふれあいパークの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

株式会社サンワックスの概要

1 設立年月日

昭和46年2月1日

2 規模

(1) 従業員数等 役員7名、従業員1,274名

(2) 資本金 50,000,000円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 建物内外の清掃業務

イ 警備保安業務

ウ 電気・空調・給排水衛生設備の工事及び保守運転管理

エ 公共施設の維持・管理に関する事務の受託

オ 植栽・造園関連事業

カ 公共料金の徴収に関わる検針及び収納代行業務

キ 消防設備の保守管理・点検及び設置改修工事

ク 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく指定管理者制度における公
の施設の管理運営

(2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立相模湖ふれあいパークの指定管理者(令和4年4月から現在に至る。)

イ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(令和6年4月から現在に至る。)

ウ 熊谷運動公園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

エ 八千代市指定管理公園の指定管理者(平成31年4月から現在に至る。)

※ ウについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

相模原市立相模湖ふれあいパークの指定管理者の選考について

1 選考理由

株式会社サンワックス(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和 6 年 6 月 1 7 日から同年 8 月 2 3 日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和 6 年 6 月 2 8 日(参加数 6 団体)

ウ 申請の受付 令和 6 年 7 月 2 2 日から同年 8 月 2 3 日まで(申請数 2 団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
特定非営利活動法人明穂会	相模原市緑区千木良 2 8 3 番地 2

(4) 選考

令和 6 年 9 月 2 4 日に、相模原市立相模湖ふれあいパークに係る緑区役所指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった 2 団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(税理士 1 名、民間事業者 1 名、市職員 1 名)

計 4 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	18
	管理運営方針	60	60
	地域活性化	60	48
	計画事業(自主事業を除く。)	60	51
	自主事業	20	16
	利用者ニーズ	20	14
	維持管理計画	20	16
	人員配置	20	15
	安全管理及び緊急時の対応	20	16
	適正な管理・経理	20	17
小計		320	271
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	17
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	18
	小計	60	47
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	19
	団体の管理能力	40	38
	労働環境の適正性	20	16
	小計	80	73
合計		460	391

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、276点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点

特定非営利活動法人明穂会	257
--------------	-----

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(460点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
株式会社サンワックス	85
特定非営利活動法人明穂会	55.8

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

当せん金付証券の発売限度額について

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、令和7年度における当せん金付証券の発売限度額について次のとおり定める。

令和6年11月18日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和7年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

令和7年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。